

令和4年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 令和4年5月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時02分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 上原有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 上原有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が4件、報告事項等が10件でございます。

本日の議事の進行でございますが、議案第16号及び報告事項等の4は関連がございますので議案第16号を上程し、併せて関連する報告事項等4の説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第16号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第16号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」につきまして説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。別添の補正予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、別添の補正予算案、9ページをご覧ください。こちら、小学校費の学校給食運営経費の給食用食材購入費で、補正額は3,593万8,000円でございます。近時の社会経済状況の著しい変化に伴いまして、食料などの物価の高騰が一層顕著となっており、本年度末までに保護者から徴収している学校給食用食材購入費に不足が生じるおそれがあることから、公費補助を増額するものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらは中学校費の学校給食運営経費の給食用食材購入費で、補正額は1,849万5,000円でございます。小学校費と同様の理由で公費補助を増額するものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。こちらは体育施設管理運営経費のナショナルトレーニングセンター事業経費で、補正額は1,491万1,000円でございます。本年3月30日付で本区の東金町運動場スポーツライミングセンターが、スポーツライミングのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設としてスポーツ庁に指定されたことに伴いまして、当該施設について、受託事業としてトレーニング環境の整備を行うものでございます。

経費の主な内訳はホールドの購入費が1,000万円。ルートセットなどの委託料が476万2,000円となっております。

なお、本事業には12ページの右側、補正額の財源内訳欄に特定財源といたしまして、補正額と同額の諸収入、1,491万1,000円を記載してございます。こちらの詳細につきましては、7ページをご覧ください。ナショナルトレーニングセンター事業受託収入でございまして、先ほど

説明申し上げましたトレーニング環境の整備につきましては、スポーツ庁の事業を本区が受託して実施するために、スポーツ庁からの歳入を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** 学務課長。

○**学務課長** それでは、私から報告事項等の4番「学校給食費に係る公費補助（食材購入費）の増額について」説明申し上げます。

こちら、資料の1の「目的」でございます。学校給食食材購入費につきましては、適切な栄養量の確保や食材価格の高騰に対応するため、令和4年度当初予算にて公費補助を増額したところでございます。しかしながら、先ほど説明がございましたとおり、近時の社会経済状況の著しい変化に伴いまして、食料などの物価の高騰が一層顕著となっております。今年度末までに学校給食食材購入費に不足が生じるおそれがあることから、児童・生徒に適切な栄養量を満たした昼食を提供するため、物価高騰による不足額を令和4年度第一次補正予算案に計上し、公費補助の増額を行うものでございます。

2の「補正予算案計上額」でございます。こちら総額といたしましては、5,443万3,000円。内訳としましては、小学校が3,593万8,000円。中学校が1,849万5,000円でございます。

その下、(2)の児童・生徒1食当たりの給食費補助額でございます。令和3年度小学校が19.25円、中学校が11.83円でございますところ、今回の令和4年度の補正では、小学校は46.39円、中学校は40.96円。令和4年度当初にも増額をしているのですけれども、そこからさらに増額という形で記載をしております。

3番に、参考といたしまして、1食当たり給食費を令和3年度と令和4年度当初と今回の補正という形で記載をさせていただいております。なお、こちらの給食費につきましては、区補助額と保護者負担額の合算としておりまして、保護者負担額に今回変更はないというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明どうもありがとうございました。社会情勢といいますか、物価がなかなか安定せず、どんどん食費がかさんでいく中で、この学校給食、守られているのだなと感じおります。本当にありがたく感じております。

今後もまた上がってくるのが想定できると思うので、そうなった場合、給食のレベルを下げずに、できるだけ当初決めたものでやっていっていただけるようお願いしたいと思います。

要望と感想になります。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 16 号について、原案のとおり可決することでご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 16 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案等第 17 号「葛飾区立水元小学校既存校舎解体工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第 17 号「葛飾区立水元小学校既存校舎解体工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたものでございます。なお、本案と次の第 18 号の提案理由は同じでございます。

本件は、次ページにある別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入りますが、1 枚おめくりいただきまして、右上に「参考資料」と記してある資料をご覧ください。

本件につきましては、改築を進めている葛飾区立水元小学校について、既存校舎解体工事請負契約を締結するものでございます。

1 の「工事件名」は、葛飾区立水元小学校既存校舎解体工事でございます。

2 の「工事箇所」は、葛飾区水元四丁目 21 番 1 号です。

4 の「契約金額」は、2 億 4,750 万円で、5 の「契約の相手」は、東京都三鷹市深大寺二丁目 40 番 3 号、株式会社丸利根アペックスでございます。

6 の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和 5 年 6 月 30 日まででございます。

次に、裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載しております。

また、次のページに別紙として、水元小学校の案内図を添付しております。

恐れ入ります。案内図の裏面、2 ページをご覧ください。こちらが配置図でございまして、灰色の箇所が工事範囲でございます。

また、3 ページ以降に解体する水元小学校の各階の平面図を添付してございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 17 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 18 号「葛飾区立道上小学校既存校舎等一部解体工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第 18 号「葛飾区立道上小学校既存校舎等一部解体工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

こちらにも別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、添付の参考資料でご説明させていただきます。右上に「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立道上小学校について、既存校舎等一部解体工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立道上小学校既存校舎等一部解体工事でございます。

2の「工事箇所」は、亀有四丁目 35 番 1 号です。

4の「契約金額」は、2億 1,720 万 3,800 円でございます。

5の「契約の相手」は、高知県高知市針木東町 26 番 54 号、株式会社オアシス・イラボレーションで、代理人として東京都江東区南砂二丁目 36 番 11 号、株式会社オアシス・イラボレーション東京本社です。

6の「工期」は、契約締結の日の翌日から、令和 5 年 6 月 30 日まででございます。

次に、この参考資料の裏面をご覧ください。こちらが工事の概要を記載しているものでございます。

また、次のページの別紙をご覧ください。道上小学校の案内図を添付してあります。

恐れ入ります。案内図の裏面、2 ページをご覧ください。こちらが配置図でございまして、灰色の箇所が工事範囲でございます。

また、3 ページ以降に、解体する道上小学校校舎の各階の平面図等を添付してございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 契約の方法について、水元小学校の資料は指名競争入札による契約と載っていて、こちらの道上小学校は施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約とあります。その契約の違いを教えてください。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** まず、水元小学校でございますが、最初、施工能力審査型総合評価一般競争入札で行ったのですけれども、応募が 1 社ということで、指名競争入札にしたものでございます。

施工能力審査型総合評価一般競争入札なのですけれども、主な資格がございまして、解体工事に対して基準日の3カ月以上前から直接的かつ恒常的に雇用している技術者を設置していること、また、区内の業者は基準日現在において、葛飾区発注の工事を請け負っていないことなど、そういう要件でやっているものでございます。

一方、指名競争入札ですけれども、こちらの指名に当たっては、請負工事に係る指名業者の適格性についての調査及び審議を行う指名業者選定委員会に諮り決定してございまして、その資格を持っている事業者に入札をかけてございます。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうすると、施工能力審査型のほうが厳しい条件だということによろしいですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 厳しい条件といたしますか、工事を適正に行うために、事業者の能力を評価するというので、この施工能力審査型総合評価一般競争入札で、まずは工事の入札をかけるということでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 先ほどの話ですと、水元小学校は施工能力審査型で行ったときに1社しか来なかった。今度の道上小学校は何社来たのですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 道上小学校は4社でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 分かりました。学校は公的な建物でもあるので、もちろんきちんとやったださっていることは間違いがないのだけれども、これを見たときに、同じような内容なのに入札の仕方が違うので、どういう変化があるのかというのが知りたかったのです。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにこの案件について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第18号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第19号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** 議案第 19 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたことから本案を提出いたします。

改正の内容は、資料の 2 枚目にございますとおり、幼稚園教育職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事し、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給する特殊勤務手当の上限額を月額 6,400 円から 1 万 6,000 円に改めるものでございます。

なお、この改正は公布日に施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降の勤務に係る手当に適用いたします。本条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 19 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 19 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等 4 件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等の 1 「葛飾区日光林間学園指定管理者の公募について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 「葛飾区日光林間学園指定管理者の公募について」ご説明させていただきます。

なお、参考資料としまして「葛飾区日光林間学園指定管理者公募要項(案)」「葛飾区立日光林間学園業務水準書(案)」を添付してございます。

では、こちら資料の 1 枚目からご説明させていただきます。

葛飾区立日光林間学園におきましては、施設の運営管理を行っている現在の指定管理者の指定期間の 5 年が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となるため、次期の指定管理者の公募を行うものでございます。

1 の「指定管理者選定委員会の設置」についてでございます。(1) 委員会の「所掌事項」につきましては、応募者の中から日光林間学園の管理運営に相当と認められる指定管理者を選定するものでございます。

(2) 委員会の「構成」でございますが、学識経験者、小学校長会代表、自治町会代表、PTA代表、経営改革担当課長、教育次長、指導室長の8名を予定しているものでございます。

続きまして、2の「指定までのスケジュール」でございます。今年度6月中旬に第1回選定委員会を開催し、7月上旬から公募要項の配布を開始いたします。その後、8月上旬に第1次審査応募書類の受付、8月下旬に第2回選定委員会で第1次審査を行います。続いて、9月中旬に第2次審査応募書類の受付、10月初旬に第3回の選定委員会で第2次審査を行い、優秀提案者を選定した後、第4回区議会定例会の付議を想定してございます。

続きまして、3の「指定期間」は現在の指定管理者の指定期間と同様の5年間を考えているものでございます。

4の「応募資格」は株式会社等の法人またはその他の団体でございます。

続きまして、5の「審査及び選定について」でございます。(1)「第1次審査」は公募要項に沿って応募者から提出された書類を選定委員会で評価します。(2)「第2次審査」は第1次審査の通過団体によるプレゼンテーションとヒアリングを行った結果を基に、選定委員会で評価の協議を行い、優秀提案者及び第2、第3順位を選定いたします。

続きまして、6番の施設管理運営委託料等につきましては、1年度当たりの支払い上限額は5,300万円を考えております。施設の維持管理に必要となる修繕料や燃料・光熱水費につきましては、これまでと同様、別途貸付けをする予定となっております。

次に、添付の指定管理者応募要項業務水準書につきまして、前回平成29年度公募したときから変更している点がございます。

まず初めに、公募要項につきまして主な変更点を説明いたします。

恐れ入ります。公募要項の15ページをお開きください。こちら下にあります⑥「施設管理運営委託料の支払上限額」でございますが、先ほどご説明したとおり前回の5,100万円から5,300万円にしております。

次に、28ページをご覧ください。下にありますキの「危機管理対応」で、こちら感染症に新型コロナウイルスを追加しているものでございます。

次に、1枚、おめくりいただきまして29ページをご覧ください。④「自主事業」のところで、評価基準の項目で黒ポチの4番目「自主事業実施時の危機管理対策を行っているか」、こちらを追加しているものでございます。

次に33ページ、最後のページをご覧ください。(2)「留意事項」の①「地域への貢献」で、こちら日光市花石町と具体的に記述してございます。

続きまして、業務水準書に移らせていただきます。主な変更点を説明いたします。

恐れ入ります。業務水準書の20ページをご覧ください。(6)「危機管理に関する事項」でございます。①「予防対策」のアのところで、上から二つ目の黒ポチ「災害が起こった際の飲料

水・食糧等の備蓄、その管理」と追記をしてございます。

また、その後の上から5番目の黒ポチで、感染症のところには新型コロナウイルスを追加し、その対応を詳細に記述をするとともに、次のところでは災害時におけるBCPの策定を加えてございます。

次の最後のページ、21ページをご覧ください。こちら(9)と(10)でございます。(9)で「人権の取組」、(10)で「情報セキュリティ」を新たに追加しているものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 葛飾区内の子どもたち、あるいはまた保護者等が利用され、とても人気があるのではないかと思います。5年に1回ということですが、どれぐらいの応募があるのか教えてほしいということと、3ページの「公募型プロポーザル方式」について、説明をお願いしたいと思えます。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 前回、5年前ですけれども、2社の応募があったものでございます。

プロポーザル方式ですけれども、通常、業者を決定するとき、入札では、価格によるものがありますが、事業者の日光林間学園における移動教室、つまり事業を担えるかどうかということに重点を置きまして、第1次審査で書類、つまり財務状況とか提案で書類審査をいたします。そこで公募要項に記載してある6割以上得点を取った者に関しまして、2次審査でより事業の提案とか、実施事業、施設の管理・運営などの提案をしていただいて、実際にプレゼンテーションで選定委員がより詳しく聞き、特に児童・生徒の移動教室を運営していく中で担えるかどうかの審査をするものです。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 今、たしかNPO法人の東急コミュニケーションがやっているのですけれども、次のときも、同じ事業者が応募するということもあり得るのですか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 次に関しましても、広く公募をかけていまして、今現在行っている事業者が応募することも考えられると思えます。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** 分かりました。1社が余り長くなってしまうたりすると、それがいい場合と悪い場合もありますから、そのことについてきちんと検討した上で、だからこそこがいいというのだったら続けるということもあると思えますし、その辺のところをよく見きわめて、プロポーザ

ルしていただいたほうがよろしいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

次に、報告事項等の2「令和4年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」についての報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から報告事項等の2「令和4年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきまして、令和4年5月1日現在の状況がまとまりましたのでご報告申し上げます。

まず資料の1ページ、左側四角の囲みの中をご覧ください。まず①の「小学校」でございます。今年度、児童数は2万459人、学級数は739学級になってございまして、こちら3年度との比較では児童数が152人の減、学級数が11学級の増となっております。

次に②の「中学校」でございます。今年度、生徒数は8,800人、学級数は294学級で、こちら令和3年度と比較いたしまして、生徒数が18人の増、学級数が1学級の増となっております。

小・中学校の合計は記載のとおりでございまして、3年度との比較では児童・生徒数が134人の減、学級数が12学級の増となっております。

次に③「特別支援学校」（保田しおさい学校）の児童数でございしますが、9人になっておりまして、こちら3年度との比較では7人の減となっております。

次に④「幼稚園」でございしますが、園児数は48人で、3年度との比較では7人の減となっております。

囲みの下側から右側にかけて、ただいま説明申し上げました数値のそれぞれ内訳になってございます。①の表「小学校」につきましては、左側の区分で「通常学級」と書いてございまして、こちらが右側に合計を記載してございましてけれども、合計697学級、児童数が2万225人でございます。

その下、特別支援学級でございまして、種別の知的障害の固定学級は33学級で225人。情緒障害の固定学級は2学級で9人となっております。通級学級につきましては、弱視1、難聴1、言語障害2の4学級となっております。合計は48人でございます。

なお、令和4年度より新たに知的障害学級の固定学級を白鳥小学校に、情緒障害学級の固定学級を清和小学校に設置をしてございます。

その下、特別支援教室につきましては、計900人となっております。3年度との比較では32人の増となっております。

また、通級の日本語学級につきましては、2学級31人で、3年度との比較では1学級17人の減となっております。

次にページの右側、②の表「中学校」につきましては、通常学級が258学級、8,597人になっ

てございます。

その下、特別支援学級でございます。種別の知的障害の固定学級は22学級で144人。情緒障害の固定学級は3学級で14人でございます。通級学級につきましては、弱視1、難聴1の2学級で7人でございます。なお、令和4年度より新たに情緒障害学級の固定学級を立石中学校に設置をしてございます。

その下の特別支援教室につきましては263人で、3年度との比較では41人の増となっております。

また、通級の日本語学級につきましては、4学級62人となっております、3年度との比較では1学級21人の減となっております。

その下、夜間学級につきましては、通級学級が3学級で23人、日本語学級が2学級で22人となっております。

③の特別支援学校の各学年の人数、④の各幼稚園の各年齢の園児数につきましては、それぞれ表の記載のとおりとなっております。

また、おめくりいただきまして、1枚目の裏面以降に各小学校、中学校の内訳を記載してございます。参考までに申し上げますと、1枚目の裏面、表の左の番号を見ますと7番になりますが、上千葉小学校と27番青戸小学校の児童数が700人を超えているといったところでございます。一方で、29番木根川小学校の児童数は81人になってございます。

また2枚目の裏面、中学校、こちら表にまとめてございますけれども、左側の番号で行きますと2番の金町中学校、23番の葛美中学校が500人を超えているといったところでございます。一方で、8番の中川中学校、11番の双葉中学校、13番四ツ木中学校につきましては、200人を下回っているといったところでございます。

こちらにつきましてはの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願ひしたいと思います。

状況のご報告ということでございますが、よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

次に、報告事項等の3「葛飾区立水元幼稚園の今後の運営について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から報告事項等の3番「葛飾区立水元幼稚園の今後の運営について」ご説明申し上げます。

まず1番「水元幼稚園の園児入園状況」についてまとめてございます。こちら、令和元年度から4年度までの4歳新入園児数が、令和元年度が15人、令和2年度が12人、令和3年度が7人、令和4年度6人になってございまして、定員30人に対しまして減少しているといった状況でございます。

2の「今後の検討」でございます。令和2年度に区立全幼稚園の今後の運営について検討いたしまして、水元幼稚園につきましては、令和3年度以降の園児数の推移を注視するとしたところでございます。しかしながら、水元幼稚園では近年園児数の減少が続いておりまして、令和4年度の4歳児の入園者数は6人。定員の30人を大幅に下回っているという状況でございます。

幼稚園教育は集団生活の中での体験を通じまして、人と関わる力を養うということをねらいの一つとしておりますけれども、水元幼稚園におきましては、園児数の減少によりましてその環境を担保することが困難な状況が続いているということから、今後の運営について検討いたしまして、9月を目途に方針を定めたいと考えてございます。

こちらにつきましての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 飯塚幼稚園のときにも随分ご苦勞をされたわけでありましてけれども、これは早い時期に取りかかっていたほうがよろしいと思います。そして、幼児教育の重要なのは何かということをぜひ争点にさせていただくといいのかなと思います。それが述べられないで、ただ子どもが少なくなったから廃止にしましょうなんて、それでは説得できません。

だから、集団生活として有効なのかどうなのか、教育的に意味があるのかどうなのか。人との関わりはこれで可能なのかどうなのかということ、あるいは自然や環境との関わりも全く同様です。

そういうことを明確にさせていただいて、ぜひご検討いただければありがたい。そのことが保護者のそれこそ安心を捉えたり、区民の理解を得るということにもつながると思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにご意見は。

望月委員。

○**望月委員** 日高委員が今おっしゃったように、私も小学校を含めて人数が少ないというのは子どもたちにとってはよいことではないと思います。やはり子どもは大勢の人の中でもまれて成長するものだとは私はずっと思っています。その点も考えて、この幼稚園が6名ということは考えていただきたいなと思いました。

また、小学校も児童が少ない学校があります。そのところも考えていただいて、例えば統合になるといろいろな問題が起きてくると思いますが、それでも私は統合して子どもたちがたくさん的人数の中で、一緒に授業を受けていただきたいなと思いますので、よろしく検討していただければと思います。

お願いたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかに。

上原委員。

○**上原委員** この幼稚園とか、あるいは小学校で、初めて集団生活をするのですよね。このままで行くと、集団で関わるということが、正直言って6人だと集団と言えるのでしょうか。兄弟の多い人でしたら同じくらいなのではないだろうかと思うところまできています。

あともう一つ、同じように小学校なのですけれども、ずっと単学級で行くということのデメリットは大きいのではないかなと思います。小学校も幼稚園も、特に小学校の場合だと、いろいろな思いがある地元の方が多いので、とても難しいということはよく分かります。でも、子どもを中心に考えていただきたい。子どもが、そういう集団の中で、それこそ人との付き合いとか関わり方とか、いろいろなことを学んでいくわけですよね。。ところが、このままで行ったら関われないというか、ずっといつも人数の少ないところばかりに行ってしまうようなところがあるのではないかなと思います。やはり、もまれる大切さというのも必要だと思うのです。できれば皆さんの中でもんでいただいて、そして少しずつ地元と話していくという必要性があるのではないかなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。ご意見を踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

報告事項等の4につきましては、先ほど先にご説明をさせていただいておりますので、報告事項等の5「令和3年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 報告事項の5「令和3年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご報告いたします。

まず、小学校の進路状況でございます。卒業生総数は3,486名。全ての児童は進学しております。都内中学校に3,298名。都外に186名、その他海外現地校に2名でございます。

都内中学校の内訳は、公立中学校への進学は2,912名、学芸大附属等の国立中学校へ6名。私立中学校へ380名となります。公立中学校への進学のうち、葛飾区立中学校への進学が2,824名。そのうち、校区内が2,637名、校区外が187名でございます。また、公立のうち、葛飾区以外の区立学校への進学が32名、小石川中等、都立白鷗高校・両国高校附属中学校等への進学が53名。特別支援学校への進学が3名ございました。

続きまして、中学校の進路状況でございます。総数は2,888人。そのうち2,833名が進学、12名が就職、10名が職業訓練機関等、24名が在家庭、その他が9名でございます。進学した生徒の内訳は、公立には1,789名、国立に7名、私立に1,037名でございます。公立に進学した生徒のうち、全日制課程に1,633名。昼夜間等を含む定時制高校に94名、通信制に5名、高等専門

学校に15名、特別支援学校に42名でございます。

小・中学校、それぞれ数字の裏面には過去5年の推移をお示ししております。微増、微減等がございますが、全体としての大きな変化は見られないと捉えておりますが、1点、中学校進学者のうち、公立への進学者が微減を続け、私立への進学が微増を続けていることを見ますと、2020年、令和元年度から始まった高等学校の授業料無償化により、進学の実選択肢が増えたと言えるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりいたします。

次に、報告事項等の6「損害賠償請求控訴事件の判決について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、私から「損害賠償請求控訴事件の判決について」ご報告申し上げます。

こちらにつきましては、本事件の判決があったため、報告するものでございます。

1番の「第一審における控訴人の主張」でございます。控訴人の子が受けた損害について、被控訴人が平成27年8月17日付けの書面によりこれを否定する虚偽の回答をし、その後、控訴人が説明を求めても一切応じなかったため、控訴人は精神的苦痛を被った。また、控訴人が東京都教育委員会や警察署等の関係機関に対し虚偽の回答をしたことにより、関係機関から適切な対応をしてもらえず、精神的苦痛を被ったとのことでございました。

2番の「第一審の判決」につきましては、(1)「原告の請求を棄却する」(2)「訴訟費用は原告の負担とする」となりました。

3番の「訴訟の内容」につきましては、(1)「事件名」(3)「控訴人」は記載のとおりでございます。

(2)の「裁判所」につきましては、東京高等裁判所。

(4)「被控訴人」は葛飾区でございます。

(5)「控訴の趣旨」でございます。ア「原判決を取り消す」、イ「被控訴人は、控訴人に対し、300万円及びこれに対する令和2年7月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」、ウ「訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」となっております。

(6)「判決の趣旨」については、ア「本件控訴を棄却する」、イ「控訴費用は控訴人の負担とする」となりました。

(7)の「判決の理由」でございます。

アにつきまして「控訴人は、控訴人の子が受けた損害について、被控訴人がこれを否定する虚偽の回答を文書でしたことが違法であると主張するが、本件文書による回答について消滅時効が

完成している。」

イ「控訴人は、本件文書交付後、被控訴人の関係機関の担当者が控訴人からの説明要求等に対応しないことが違法であると主張するが、被控訴人はこれに対し、面談や話し合い、関係文書等の交付など様々な対応をしていたこと及び控訴人が主張する控訴人の子の損害発生時から、既に4年余りが経過していることを踏まえると、被控訴人が本件文書の交付をもって最終の連絡とし、今後、交渉等の対応はできないとしたことが、社会通念上違法不当であるとは認められない。」

ウ「被控訴人の関係機関の担当者が控訴人に対する更なる説明の要求に応じなかったり、東京都教育委員会や警察署等の関係機関に対する被控訴人の回答が控訴人にとって是認できない内容であったとしても、控訴人について国家賠償法上保護された権利又は法的利益の侵害があるとは認められない。」となりました。

4番の「事件の経過」については、記載のとおりとなっております。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告についてのご質問などはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の6を終わります。

次に、報告事項等の7「令和4年度学童保育クラブ入会状況について」の報告をお願いします。
放課後支援課長。

○**放課後支援課長** それでは、私から報告事項等の7「令和4年度学童保育クラブ入会状況について」ご説明をいたします。

初めに1の「全体」でございます。公立・私立を合わせた入会者数の合計は4,884名でございます。

2の「公立」学童保育クラブでございますが、令和3年度と同様の21クラブ、入会者数は1,140名でございます。

恐れ入ります。裏面、2ページ目と3ページ目をご覧ください。3の「私立」学童保育クラブでございます。こちらは、昨年度において清和小、金町小、飯塚小の3校に校内整備を行い、令和3年度と比較すると3施設増えた71クラブとなりました。今、報告した学童保育クラブにつきましては、下線が引いてございます。

下線は5クラブございますが、このうち、2クラブは移転となりますので、全体として増えたクラブは3クラブということになります。

入会者数につきましては、3,744名となっております。なお、令和4年4月1日現在、入会できずに引き続き入会を希望している児童数についてでございますが、281名となっております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わります。

次に、報告事項等の8「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の進捗状況について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○**放課後支援課長** それでは、報告事項等の8「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の進捗状況について」のご説明をさせていただきます。

まず1の「小学校内私立学童保育クラブ整備」状況でございます。(1)令和5年4月1日開設予定としまして、白鳥小学校、西小菅小学校で現在整備を進めております。白鳥小学校につきましては、既存校舎の一部を改修する工事を今後実施いたします。西小菅小学校につきましては、現在行われております学校改築での整備をさせていただきます。

受入規模につきましては、それぞれ50人規模を予定しております。また、運営につきましては、白鳥小は社会福祉法人雲柱社が、西小菅小は社会福祉法人葛飾学園が運営することで内諾を得ております。

次に、(2)の「令和6年4月1日開設予定」でございます。実施計画上の学童整備1校としまして、令和6年4月に柴原小学校内の敷地に学童保育クラブを開設する予定で、今年度は地盤調査と敷地測量を実施する予定でございます。柴原小学校内の学童保育クラブにつきましては、6月の文教委員会で報告した後、地域の方にも情報提供をしてみたいと考えております。

次に2の「夏季休業日における学校施設を活用した子ども支援事業」、いわゆる通称「サマーチャレンジ」といわれているものについてご説明いたします。

まずは「目的」でございます。午前中のみ就労している保護者の児童や学童保育クラブに引き続き入会を希望する児童など、夏休み期間に児童が安全・安心に自主的な遊びや学びができる居場所として、学校施設を活用した施設の提供と見守りを行うものでございます。

期間につきましては、夏休み期間である7月21日から8月31日までとし、土曜日・日曜日・祝日を除いた29日間で行い、実施時間は記載のとおりでございます。

次に、実施校ですが、宝木塚小学校と東金町小学校の2校になります。こちら2校を選定した理由でございますけれども、第1にわくわくチャレンジ広場の委託または夏休みの受入れを実施していない小学校。第2に学童保育クラブにおいて夏季一時学童保育クラブを実施していない小学校。第3に改修・改築工事等により学校内の諸室が使用できない小学校は除いております。最後に、令和4年4月1日現在に引き続き入会を希望する児童がいる小学校で、特に3年生以下の低学年が多い小学校。このような理由から選んだものでございます。

次に、(4)の対象児童でございますが、全ての学年を対象といたします。ただし、学童保育クラブに在席している児童については、二重登録すると児童が学校と学童保育クラブの行き来が自由となり、児童の安全確保や保護者の混乱を生じる懸念があることから、登録を不可としてお

ります。

(5)の「利用者の費用負担」でございますが、無料となっております。

(6)の「実施方法」ですが、実施方法は委託事業者を予定しておりまして、現在、入札の手続を進めているところでございます。

最後に、「周知方法」でございますが、学校を通じて保護者宛てにご案内を配付する予定でございます。

また、このサマーチャレンジ事業についても6月の文教委員会で報告後、地域の方への情報提供をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** サマーチャレンジについて、こちらの事業は、3、4年くらい前から3校とか2校の学校で通年でやっていると思うのですが、コロナ禍のこの2年ぐらいはどうだったかということと、今後も引き続き2校程度で、その年その年で違う学校でやっていくのか、それともある程度決めた学校で続けてやっていくということなのか、今後の展望というかお考えが分かれば教えていただきたいと思えます。

○**教育長** 放課後支援課長。

○**放課後支援課長** まず1点目のコロナ禍での状況ということでございますけれども、一昨年は、活動を中止いたしました。ただし、昨年度は状況を見て、学校も当然再開していますから、夏休みについては、飯塚小学校と西亀有小学校で実施をしてございます。

今後なのですけれども、サマーチャレンジは夏休みの居場所づくりということもあるのですが、一方で学童の待機児の解消対策という側面もございます。待機児については、どうしても年度によって発生場所が異なるということがございますので、そうしたことを考慮しますと、年度ごとにその待機児を解消するための学校に対して実施を行うということで考えております。

以上でございます。

○**青柳委員** ありがとうございます。よく分かりました。

○**教育長** よろしいですか。

○**青柳委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりいたします。

次に報告事項等の9「『区制施行90周年』エンジョイスポーツ2022の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「区制施行 90 周年」エンジョイスポーツ 2022 の実施結果につきまして、ご説明いたします。

「日時」といたしましては、令和 4 年 5 月 8 日（日曜）に、総合開会式を午前 9 時から 9 時 50 分に、各スポーツ教室を午前 10 時から午後 6 時で実施いたしました。

「天候」は晴れ。

「会場」は総合開会式を奥戸総合スポーツセンター陸上競技場で、各スポーツ教室を奥戸総合スポーツセンター陸上競技場ほか 10 会場で実施いたしました。

「参加者数」は、開会式と各スポーツ教室を合わせまして 4,254 人でした。詳細につきましては、裏面をご参照いただければと思います。

「教護」につきましては、応急処置で鼻血が 1 件ということでした。

6 の「その他」といたしまして、検温・消毒など基本的な感染症対策を行いまして、3 年ぶりのイベントの開催となりました。

また、総合開会式では、参加者数を減らすことで会場内の密を防いだり、入場行進の方法を変更して、開会式の時間短縮を図りました。

恐れ入ります。裏面へお進めいただければと思います。こちらの表につきましては、参加人数の内訳となりますけれども、総合開会式は 820 人の参加、1,500 名が見学という形になりました。

ジュニアエンジョイスポーツ教室につきましては、以下の 10 種目を実施いたしまして、合計で 1,016 名の参加と 699 名の見学がございました。

シルバーエンジョイスポーツにつきましては、以下の 4 種目を実施いたしまして、199 人の参加、20 名の見学がございました。

開会式と各教室を合わせた数につきましては、参加者数は 2,035 人、見学者が 2,219 人で、合計で 4,254 人ということでした。

なお、最下段のところにつきましては、4 年分の合計人数等を記載させていただいております。また、表全体の括弧内の数字につきましては、令和元年度の参加人数等を掲載させていただいております。

私の説明は以上となります。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の 9 を終わります。

次に、報告事項等の 10 「明治安田生命保険相互会社との連携協定の締結について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「明治安田生命保険相互会社との連携協定の締結について」ご説明をいたします。

「概要」といたしまして、葛飾区教育委員会と明治安田生命保険相互会社におきまして、葛飾区のスポーツ振興及び健康増進に関する連携協定を締結するものでございます。

2の連携協定の「目的」といたしまして、教育委員会及び明治安田生命が相互に協働・連携し、本区のスポーツ振興を図り、区民の健康増進を促すことを目的としております。

3の「連携協力事項」といたしまして、(1)のとおり、教育委員会が主催するイベントにおいて、明治安田生命は健康測定ブースの運営及びイベント運営のためのボランティア派遣を行うこと。

(2)といたしまして「体力テスト測定会」において、健康測定ブースの運営と体力測定の結果判定を併せて行い、健康づくりに関するアドバイス等により、参加者の健康意識の向上に努めることを内容としてございます。

協定締結の相手方につきましては、会社名が明治安田生命相互会社、所在地が足立区千住一丁目12番1号明治安田生命千住ビルでございます。代表が千住支社長、森末直樹氏でございます。

裏面へお進みください。「明治安田生命の活動状況・実績」につきましては、平成27年度からかつしかふれあいRUNフェスタ、かつしかスポーツフェスティバル、キャプテン翼CUPかつしかにおいて、協賛として健康測定の実施、物品提供及びボランティア派遣等を行っていただいております。

また、特別区内の10区と既に協定を締結しており、健康づくりやスポーツの普及振興に取り組んでおります。

このような状況から、今回、協定の締結に至ったものでございます。

「協定書(案)」といたしまして、別紙のとおり、ただいまご説明いたしました内容を箇条書きにしたもので、教育長名で締結を予定しているものを添付してございます。

「協定締結日」につきましては、令和4年6月を予定しております。

私の説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の10を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和4年教育委員会第5回の臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時02分